

日本歯科医学会専門医制協議会運営に係る取扱い内規

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会は、日本歯科医学会専門医制協議会と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、社会に信頼される専門医の育成、認定およびその生涯教育を行う専門医認定制の円滑な発展を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 専門医認定制全体の調和と整備に関する活動
- 二 専門医の認定、表示および生涯教育に関する活動
- 三 専門医認定制に関する社会の理解を深めるための活動
- 四 その他、目的達成に必要な活動

(事 務 所)

第4条 本協議会は、事務所を東京都千代田区九段北4丁目1番20号
公益社団法人日本歯科医師会内の日本歯科医学会に置く。

第2章 組 織

(構 成)

第5条 本協議会は、日本歯科医師会、日本歯科医学会及び有識者の三者構成とする。

第3章 協議会委員、委員長

(委 員)

第6条 本協議会の構成は、次のとおりとする。

- 一 日本歯科医師会から4名以内
 - 二 日本歯科医学会から4名以内
 - 三 有識者3名以内
- 2 委員は、互選により委員長1名を選出する。また、副委員長1名を選出することができる。
- 3 欠員になった委員の補充は、当該各機関が新たな委員を届け出なければならない。
- 4 委員の任期は2年とする。

(委員長)

第7条 委員長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長は必要に応じて協議会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長の任期は2年とする。
- 4 委員長に事故があったときには、新しい委員長が選任されるまで、副委員長がその職務を代行する。

第4章 会 議

(協議会)

第8条 協議会は本内規に定められた事項を審議し、業務を執行する。

- 2 協議会は委員長が必要に応じて召集する。

(部 会)

第9条 活動を行うため次の部会を置くことができる。

- 一 専門医の認定に関する部会
- 二 基本領域以外の学会の認定医制に関する部会
- 三 その他必要と認められた場合の部会

(会議の通則)

第10条 本内規に定められた会議は、次により行う。

- 一 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 二 会議における議決は、出席者の過半数をもって決する。表決において可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 三 会議の議事録は、別段の定めがあるものを除き、議長が確認し事務局に保管する。

第5章 補 則

(内規の改訂)

第11条 本内規の改訂は、本協議会での審議・決定後、日本歯科医学会常任理事会の議を経て日本歯科医学会理事会に報告する。

(内規およびその他の規定)

第12条 本内規の施行にかかわる内規およびその他の取決め等は、協議会の議を経て別に定める。

附 則

本規程は、平成15年3月17日から施行する。

附 則

本規程は、平成19年7月9日から施行する。

附 則

この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。